

平成 17 年 3 月 17 日

協力企業作業員の負傷について

当所港湾施設（非管理区域^{*1}）において、平成 17 年 3 月 16 日午前 10 時 35 分頃、船を係留する際に船体の損傷を防止する緩衝材を設置する作業中、協力企業作業員（A）がインパクトレンチ^{*2}を手渡す際、受け取り側の協力企業作業員（B）の手の上に誤って落下（20cm 程度）させてしまいました。これにより作業員（B）の左手小指が、手の下方にあった緩衝材取り付け用の金具付近に接触し負傷しました。（添付「作業状況図」参照）

応急処置後、業務車にて病院に搬送しました。

診察の結果、左手小指の「切創」（すり傷）および「骨折」（ひびの状態）と診断され、治療後、協力企業の事務所に戻りました。

インパクトレンチを落下させた原因を調査した結果、作業員（A）がインパクトレンチとこれに接続されている空気供給用のホースを、左右それぞれの手で支えながら受け渡していたところ、ホースとの接続部が外れてしまい、インパクトレンチを落下させてしまったことが分かりました。接続部が外れたのは、当該部を作業足場に接触させたことによるものと推定いたしました。

今後、インパクトレンチを上下で手渡す場合は、落とさないようロープで吊りおろすことを作業手順書に反映するとともに、作業員に周知徹底を図り、安全確保に努めてまいります。

なお、放射性物質による汚染はありません。

以 上

* 1 : 非管理区域

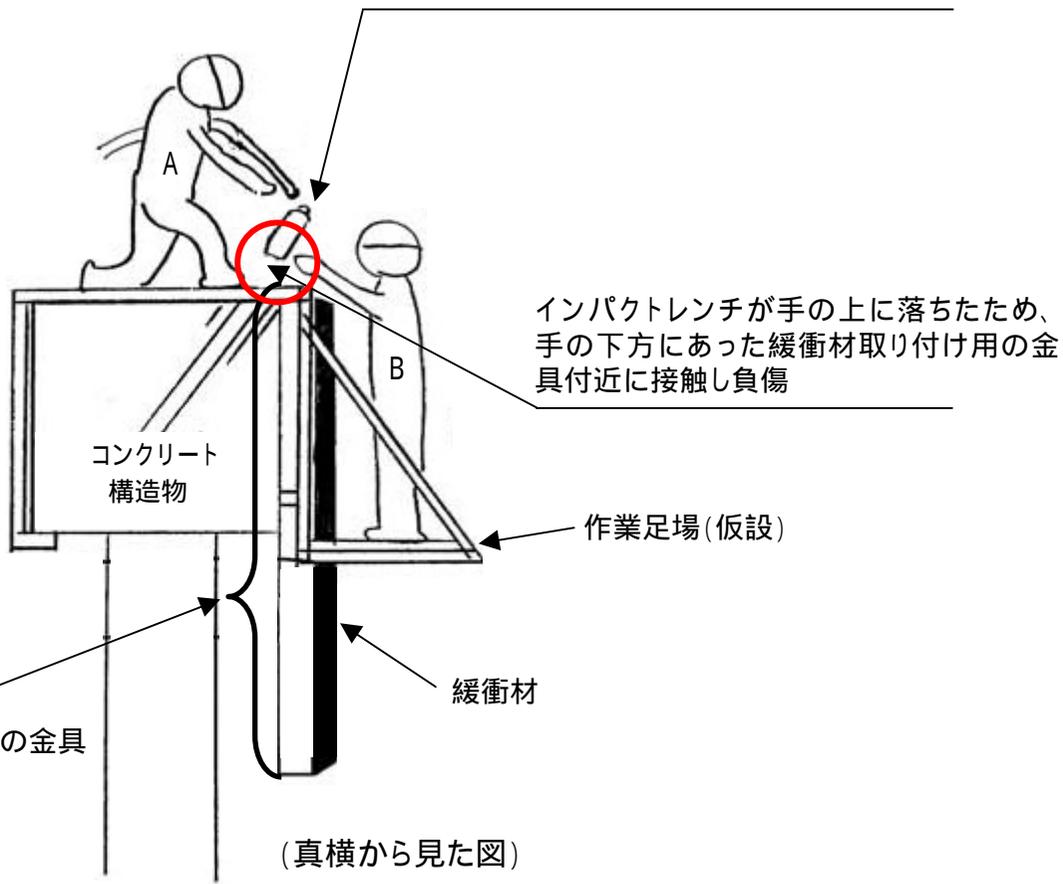
管理区域は放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域で、非管理区域は管理区域外の区域です。

* 2 : インパクトレンチ

空気圧を利用しボルトを締める道具です。

「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における、区分 に該当するものとしてホームページに掲載したものです。

作業員Aは、インパクトレンチを作業員Bの
手の上に落としてしまった。



作業状況図